



山形県公報

平成17年4月1日(金)

号 外 (24)

目 次

教育委員会関係

規 則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則..... 1
 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....同
 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則..... 4
 山形県体育施設条例施行規則の一部を改正する規則.....同
 山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則..... 5

訓 令

山形県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令.....同

教育委員会関係

規 則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会
 委 員 長 伊 藤 晴 夫

山形県教育委員会規則第4号

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則
 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和31年11月県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第17号及び第4条第1項第4号中「第99条第1項」を「第184条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会
 委 員 長 伊 藤 晴 夫

山形県教育委員会規則第5号

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和40年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の7中「前条第1項第4号」を「前条第1項第3号及び第4号」に改め、「、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と」を削る。

第4条の11中「前条第1項第4号並びに第2項第1号及び第2号」を「前条第1項第3号及び第4号並びに第2

項各号」に改め、「、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」とを削り、「次の各号」を「次の各号に掲げるいずれかの」に、「から第3号まで」を「又は第2号に掲げる」に改める。

第17条第1項中「当該休暇を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに」を「あらかじめ」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の申請があつた場合においては、県教育委員会又はその委任を受けた者は速やかに当該申請に係る休暇の承認をするかどうかを決定するものとする。ただし、当該申請に係る期間のうち、当該申請があつた日から起算して1週間を経過する日後の期間については、当該経過する日までに承認をするかどうかを決定することができる。

別表中

(9) 妻の分娩	出産予定日の1週間前の日から出産の日後2週間を経過する日までの期間内において3日以内		を
(9) 妻の出産	出産予定日の1週間前の日から出産の日後2週間を経過する日までの期間内において3日以内		に、
(9の2) 妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内において5日以内		に、
(12) 配偶者及び一親等の親族並びに職員と住居を一にする親族の疾病又は負傷について、当該疾病又は負傷が看護を必要とする場合で職員以外に看護者がいないと認められるとき	1暦年5日以内	医師の診断書又はこれに代わる書面等。ただし、県教育委員会がその事実を確認可能なときは、これを省略することができる。	を
(12) 配偶者及び一親等の親族並びに職員と住居を一にする親族が疾病又は負傷のため看護を必要とする場合で、職員以外に看護者がいない(小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合にあつては、その子の看護のため勤務しないことが相当である)と認められるとき	次に掲げる区分ごとにそれぞれ1暦年5日以内 (1) 配偶者及び一親等の親族(小学校就学の始期に達するまでの子を除く。)並びに職員と住居を一にする親族を看護する場合 (2) 小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合	医師の診断書又はこれに代わる書面等。ただし、県教育委員会がその事実を確認可能なときは、これを省略することができる。	に改め、

同表その他の項第15号期間の欄中「除いて」を「除いて原則として」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

別記

様式第1号

年 月 日

任命権者あて

所属学校名

職名 氏

名 印

深夜勤務制限請求書
時間外勤務

下記のとおり〔 養育 介護 〕のため〔 深夜勤務 時間外勤務 〕の制限を請求します。

記

1 請求に係る子又は要介護者	氏 名	(要介護者の続柄：)	
	子の生年月日	年 月 日生	(出産予定日)
	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日	
2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	有	深夜において就業している。 (深夜勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入) 就業している。	
	無	(時間外勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である。 産前6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)又は産後8週間以内である。	
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容			
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日から 年 月 日まで	毎日 毎週 曜日 その他()
	時間外勤務の制限	年 月 日から 1年 月	(12月に満たないものに限る。)

備考 1 「1」欄について

子の生年月日の欄及び養子縁組の効力が生じた日の欄は、子を養育するために請求する場合において記入するものとし、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、子の生年月日の欄に出産予定日を記入し、出産予定日にレ印を記入すること。

2 「2」欄について

(1) この欄は、子を養育するために請求する場合において記入すること。

(2) 「就業している」とは、就業日数が1月に3日を超えることをいう。

3 「3」欄について

この欄は、要介護者を介護するために請求する場合において記入すること。

4 「4」欄について

子を養育するため深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。

別記様式第1号の2中

「 要介護者と職員との親族関係が消滅した。(消滅の事由：) を同居しなくなった。」

「 要介護者と職員との親族関係が消滅した。(消滅の事由：) 」に改める。

別記様式第3号の備考第1項に後段として次のように加える。

なお、小学校就学の始期に達するまでの子を看護するため休暇を申請する場合にあつては、当該子の生年月日も併せて記入すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前において、改正前の山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則別表その他の項第12号に定める休暇を与えられたものについては、改正後の山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則別表その他の項第12号期間の欄に掲げる区分に応じて、当該各区分の休暇を与えられたものとみなす。

(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

3 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則(昭和31年11月県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中「第17条第1項及び第3項」を「第17条第1項、第3項及び第4項」に改める。

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

山形県教育委員会
委員長 伊藤 晴 夫

山形県教育委員会規則第6号

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則(昭和40年4月県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表総務課の項中「、施設整備係、施設助成係」を削り、同表福利課の項中「、健康管理係、給付係、年金係」を削り、同表スポーツ保健課の項中「、学校給食係」を削る。

第15条の表総務課の項中「、行政係(最上教育事務所を除く。)」を削る。

第18条第3項中「、栄養士」を「、栄養士、自動車運転長」に改める。

第19条の表中

栄 養 士	上司の命を受けて栄養指導業務に従事する。	を
-------	----------------------	---

栄 養 士	上司の命を受けて栄養指導業務に従事する。	に改める。
自 動 車 運 転 長	上司の命を受けて自動車運転業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事する。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

山形県教育委員会
委員長 伊藤 晴 夫

山形県教育委員会規則第7号

山形県体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

山形県体育施設条例施行規則(昭和41年7月県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。
第4条の表中

主幹	館長の命を受けて特定事項に関する事務を掌理し、館長に事故があるときは、その職務(主幹が掌理する事務に限る。)を代決する。
課長	上司の命を受けて課の事務を処理し、上司に事故があるときはその職務を代決する。

を

課長	館長の命を受けて課の事務を処理し、館長に事故があるときはその職務を代決する。
専門員	上司の命を受けて特定事項を処理する。

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

山形県教育委員会
委員長 伊藤晴夫

山形県教育委員会規則第8号

山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則

山形県教育財産管理規則(昭和60年3月県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「1件の予定金額が年20万円以内の不動産(1件の面積が30平方メートル以内のものに限る。)」を「不動産」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

山形県教育委員会訓令第1号

中
教育機関

山形県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年4月1日

山形県教育委員会
委員長 伊藤晴夫

山形県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会公印規程(昭和38年8月県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「公印印刷承認申請書」を「公印印影印刷承認申請書」に改め、「を經由して教育長」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該承認に係る印影の印刷が反復継続して印影の印刷を行うものであるときは、総務課長は、当該印影の印刷を公印印影印刷登録簿に登録するものとする。

第9条第2項中「公印に準じて保管しなければ」を「管理者に引き継がなければ」に改め、同条第4項中「その印影をまつ消しなれば」を「裁断のうえ破棄しなければ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「保管し、公印印刷物受払台帳(別記様式第7号)により、常にその受及び使用の状況を明らかにしておかなければ」を「保管するとともに、公印印刷物を不正に使用されることがないように適正な管理を行わなければ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理者は、前項により引継ぎを受けた原版を公印に準じて保管しなければならない。

第9条に次の3項を加える。

- 6 電子計算機に記録した公印の印影の印刷に係る第1項の承認を受けた者は、関係職員以外は当該電子計算機を操作できないようにする措置を講ずる等、当該印影を不正に使用されないよう適正な管理を行わなければならない。
- 7 第1項後段の登録に係る印影の印刷の承認を受けた者は、当該印影の印刷の内容を変更する必要があるとき又は当該印影の印刷を行わなくなるときは、公印印影印刷変更(廃止)承認申請書(別記様式第7号)を総務課長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 8 総務課長は、前項の承認をしたときは、当該承認に係る第1項後段の登録を変更し、又は抹消するものとする。別記様式第6号及び別記様式第7号を次のように改める。

様式第6号

第 号
年 月 日

教育庁総務課長 殿

職 氏 名 印

公印印影印刷承認申請書

下記のとおり公印の印影を印刷したいので、山形県教育委員会公印規程第9条第1項の規定により申請します。

記

1	公印の種類	1 庁印 2 職印
2	公印の名称	
3	印影の寸法	
4	管理者の職	
5	印刷物の種類	
6	印刷物の用途	
7	印影の印刷を必要とする理由	
8	印影の印刷の種類	1 公印の印影の印刷 2 電子計算機に記録した公印の印影の印刷
9	印影の印刷の反復継続性	1 今回のみ印刷するもの 2 反復継続して印刷するもの
10	印刷物の枚数	

- 備考 1 1、8及び9の各欄は、該当するものの番号を で囲むこと。
2 印影の印刷をする様式等の見本を1部添付すること。
3 10の欄は、反復継続して印刷をするもの場合には、年度あたりの印刷予定枚数を記入すること。

様式第7号

教育庁総務課長 殿

第 号
年 月 日

職 氏 名 印

公印印影印刷変更(廃止)承認申請書

公印の印影の印刷の登録を受けたものについて、次のとおり変更(廃止)したいので、山形県教育委員会公印規程第9条第7項の規定により申請します。

記

1	登録の日及び登録番号	
2	印影の印刷の種類	1 公印の印影の印刷 2 電子計算機に記録した公印の印影の印刷
3	変更(廃止)の理由	
4	変更の内容	

- 備考 1 2の欄は、該当するものの番号を で囲むこと。
2 様式、印影等の変更の場合は、その見本を1部添付すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成17年4月1日印刷
平成17年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056